

### 申請手続き(共通)

Q1 申請はどこにするのか。

A 医療機関等物価高騰対応支援金は、いずれの施設も県に申請してください。(病院・診療所・薬局・助産所・施術所・歯科技工所・訪問看護ステーション)

医療・介護支援パッケージを活用した物価・賃上支援金は、病院は国へ申請し、診療所・薬局・訪問看護ステーションは県へ申請してください。

Q2 「病院」の賃上げ支援事業・物価支援事業の制度や内容に関する問い合わせ先は。

A 以下のメールアドレスにお問い合わせください。

【厚生労働省】 [bucchin-shien@mhlw.go.jp](mailto:bucchin-shien@mhlw.go.jp)

Q3 申請に必要な書類は。

A 県に申請する場合の必要書類は、次のとおりです。

・振込先口座の通帳(写)(表紙及び表紙を一枚めくった見開きのページ)等、振込先口座が確認できる書類

・役員等氏名一覧表(※病院は提出不要)

・特別高圧受電施設であることが確認できる書類(特別高圧受電病院のみ)

病院の物価・賃上支援については、厚生労働省のホームページ等にて確認してください。

【厚生労働省】 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_69485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html)

Q4 各支援金それぞれ申請が必要か。

A 申請は原則、物価高騰支援金と、物価・賃上支援金それぞれに必要なものですが、県への申請は同時に実行いただくことが可能です。

Q5 申請方法は電子申請のみか。

A 申請受付は全2回を予定しており、第1回申請受付は電子申請のみ、第2回申請受付は電子及び郵送(紙)申請が可能です。

Q6 電子申請は e-kanagawa で行われるが、申請をするにあたって、利用者登録は必要か。

A 本支援金の申請にあたり、e-kanagawa の利用者登録は行わず申請可能です。

Q7 第1回及び第2回両方の受付期間で申請可能か。

A 施設区分ごとに申請できる期間が異なります。

第1回申請対象機関：病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション

第2回申請対象機関：助産所・施術所・歯科技工所・

第1回受付で申請しなかった病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション

Q8 法人内の施設をまとめて申請してよいか。

A まとめて申請はできません。施設ごとに申請するようお願いします。

Q9 紙の通帳がない(ネットバンキング等)場合、通帳の写しは何を添付すればよいか。

- A 口座種別(普通・当座等)、口座名義人、フリガナ、金融機関番号、支店番号、口座番号、金融機関名、支店名が全て確認できる書類が必要です。例えば、以下のような書類です。
- 口座証明書、口座番号連絡書(会社によって名称は異なります)
  - 口座情報証明(ネットバンキングにログインし、画面を印刷したもの)

Q10 「10 行の医療機関コード」がわからない。

- A 【病院・診療所(医科/歯科)・薬局・訪問看護ステーション】

・「14 + 点数表コード※ + 指定通知書の番号(7 行)」となっています。

※点数表コードは、医科 1、歯科 3、薬局 4、訪看 7 です。

Q11 申請した内容に誤りがあったことに気づいたが、どのように修正すればよいか

- A 以下へ連絡し、修正箇所の内容を伝えてください。

**医療整備・人材課 物価高騰支援金担当:045-285-0731**

Q12 第1回の申請受付期間で申請できなかった場合は、第2回申請受付期間で申請可能か。

- A 申請可能です。

Q13 指定管理の委託が行われている場合はどのように申請したらよいか。

- A 本事業の申請・給付等の権限について、指定管理元となる自治体等から指定管理先の法人等へ委任した上で、指定管理先の法人等から申請を行うことが可能です。